

適債性の考え方

(一般的事項)

沖縄県企画部市町村課

地方債の基本原則

地方財政法第5条
地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入を
もって、その財源としなければならない。

例外

1. 元利償還のための特別財源が生み出される場合
(公営企業、出資金及び貸付金)
2. 債務の増加がない場合(借換え)
3. 臨時的かつ突発的支出がある場合(災害対策費)
4. 事業の効果が後年度の住民に及ぶ場合
(公共施設又は公用施設の建設事業)

上記の原則を掲げ、例外的に地方債をもってその財源とできる
場合を限定列挙

※ 公共施設又は公用施設の建設事業の財源とする場合に地方債が認められる理由

- ①事業の実施により、その地域に経済発展がもたらされ、将来の地方税の増収が期待できること
- ②事業効果が後世の住民にまで及び住民負担の年度間の調整を図ることが望ましいこと
- ③大規模な公共施設、公用施設の建設費は、現実問題として、その年度内の財源のみで賄うことは困難であること 等

したがって

これらの経費は、本来一般財源で賄われるべき性質のもの。

あくまでも地方公共団体の財政規模に比較して多額の財源を必要とする大規模な事業で、
しかも緊急に実施する必要がある事業の財源とする場合にのみ、地方債は認められる。

経常的な維持補修費、1か所あたりの工事費が少額なもの、一般的調査費、耐用年数の短い施設費、消耗
器材費その他当該地方公共団体の財政状況からみて一般財源をもって措置することが適当と認められる経費
は地方債の対象とされない。

1. 経常的な維持補修費等の例

- 下水道・道路等台帳作成委託費
- 補助申請及び実績報告業務経費
- 車両購入事業における登録手数料等経費（例：登録手数料、車検料、自動車重量税、自賠責保険料、検査代行手数料、修繕費等）
- 自然災害防止事業、臨時河川等整備事業等における本体工事を伴わない除草費等

2. 事業費（1か所あたりの工事費）が小額なもの

小額の判断は各地方公共団体の判断によるが、判断基準（考え方等）を定めておく方が望ましい。

3. 一般的調査費等の例

事前調査委託、基本設計委託等

※特定された事業・施設に直接結びつかない調査や工法等選択のための設計委託料等は一般的調査と認められ、起債対象外
例えば、病院等新設事業において、

- ・用地を選定するために行う一般的地質調査費等 → 起債対象外
- ・建設用地決定後に建物の実施設計に伴い必要な地質調査費 → 起債対象
- ・耐用年数や改築時期等を把握するための計画調査委託等 → 起債対象外

4. 一品あたりの取得価格が20万円未満又は耐用年数が5年未満の少額備品等

（例）

- 消火器、カーテン、厨房機器（ガスレンジ）など
 - 備品台帳上4年以下として掲載されているもの
- ※ 減価償却の対象となる償却資産に該当すると認められるものについては、耐用年数等をふまえ、起債対象と認められる。

その他の経費に係る適債性の考え方

～ 地方債同意等基準、同運用要綱、質疑応答集等より ～

1. 備品

建設事業と一体として整備される備品で、建設される施設等と一体不可分な機能を有するものの購入費は起債対象経費となる。
(ただし、原則として一品当たりの取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものが対象)

地方債同意等基準運用要綱第一の一の1の(2)ア

2. 事務費

建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費）は起債対象経費となる。

※建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものは概ね適正な範囲内の事務費として取り扱う。

- ① 平成22年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費
 - (ア) 新規事業（平成22年度以降に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については工事費の5.0%以内の額
 - (イ) 継続事業（(ア)以外の事業）については廃止前の補助基準に定められていた計算方法により算出した事務費の範囲内の額
- ② ①以外の補助事業については、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費
- ③ 単独事業
 - (ア) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の2.75%以内の額
 - (イ) (ア)以外の事務費については全体事業費の2.75%以内の額
 - (ウ) 水道事業、港湾整備事業及び下水道事業については、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6.0%以内の額
 - (エ) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額
 - (オ) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

地方債同意等基準運用要綱第一の一の1の(2)イ及び(3)

3. 既存施設の解体工事に要する経費

原則として、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地財法第5条第5号の経費に該当するものと解される。

当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とする。

地方債同意等基準運用要綱第一の一の2(4)

4. 既存施設の点検・調査等に要する経費

建設事業の実施にあたり詳細な点検・調査等を行えば工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地財法第5条第5号の経費に該当するものと解される。

原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの又は次年度に施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるものについて、施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とする。

地方債同意等基準運用要綱第一の一の2(5)

5. 公共施設の修繕事業に要する経費

地方公共団体が行う公共施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象とすることができる。

平成31年度地方債についての質疑応答集Q1-5

6. 用地費

- (1) 公営企業に係るものを除き、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得と併せて造成事業又は設計行うもので次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて、該当の事業債の対象とする。用地の取得のみの場合であっても国庫負担金事業又は国庫補助事業の対象とされたものについては、該当の事業債の対象とする。
- (2) 公営企業に係る用地の取得については、用地特別会計で取得するものを除き、事業の用に供することが確実に見込まれるものは、該当事業の対象とする。
- (3) 用地費には、別に定めのない限り、借地権、地上権等の設定等に要する経費、用地買収に伴う補償費、整地費、造成費（既に所有している土地に係るものを含む。）、用地の取得に当たって直接必要となる交渉費、測量費その他必要な諸経費も対象とする。

地方債同意等基準運用要綱第一の一の2(1)～(3)

7. 補助金

補助金の財源に充てるための地方債については、地財法第5条第5号に定める法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。

地方債同意等基準第二の一の2(6)

※地財法第5条第5号に定める法人

公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの

<公共的団体の例>

- ①特殊法人（日本鉄道建設公団、日本道路公団、都市基盤整備公団、水資源開発公団等）
- ②公共法人（土地改良区、土地地区画整理組合、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社等）
- ③公益法人（民法法人、社会福祉法人、日本赤十字社、学校法人、商工会、商工会議所、市街地再開発組合等）
- ④協同組合（農業協同組合、商店街振興組合等） 等

<国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものの例>

国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

→株式会社等の形態によっているいわゆる第三セクター等が対象

「公共施設の建設事業」の対象とならない補助負担金とは、その建設主体が純粋な民間事業者や2分の1の出資要件を満たさない第三セクターの場合のほか、建設主体は公共的団体であるものの、その設置する施設が、例えば住民の利用に供することを目的とする施設とはいえない場合などがあげられる。（例：農業協同組合が自らの事務所用の施設を整備する場合など）

「地方財政法逐条解説」より抜粋